

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(給与の種類) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の給与の種類は、管理職手当、初任給調整手当、特別調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、救急呼出待機手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、専門看護手当、助産師手当、給与改善調整手当、<u>専門資格手当、麻酔科診療看護手当及び夜間専従勤務手当</u>とする。</p> <p>(時間外勤務手当等の支給方法) 第 4 条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、救急呼出待機手当、<u>管理職員特別勤務手当及び麻酔科診療看護手当</u> (次項において「時間外勤務手当等」という。) は、月の初日から末日までの 1 月を計算期間とし、当月の分を翌月の支給日に支給する。 2 (略)</p> <p>(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例) 第 23 条 前 3 条の場合において、職員が第 12 条の規定による初任給調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 13 条に規定する特別調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 30 条の 2 に規定する専門看護手当の支給を受ける職員であるとき、第 19 条の規定による特殊勤務手当の支給対象となる勤務若しくはこれと同様の勤務で理事長が別に定める勤務であるとき、<u>第 30 条の 9 に規定する給与改善調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 30 条の 11 に規定する診療業務調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 30 条の 12 に規定する専門資格手当の支給を受ける職員であるとき又は第 30 条の 14 に規定する夜間専従勤務手当の支給を受ける職員であるとき</u>は、勤務 1 時間につき前 3 条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に理事長が別に定めるところにより計算した額を加えた額をもって当該手当の額とする。</p> <p>第 30 条の 5 <u>削除</u></p> <p>第 30 条の 6 <u>削除</u></p>	<p>(給与の種類) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の給与の種類は、管理職手当、初任給調整手当、特別調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、救急呼出待機手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、専門看護手当、<u>医監手当、統括部長手当、助産師手当及び給与改善調整手当</u>とする。</p> <p>(時間外勤務手当等の支給方法) 第 4 条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、救急呼出待機手当<u>及び</u>管理職員特別勤務手当 (次項において「時間外勤務手当等」という。) は、月の初日から末日までの 1 月を計算期間とし、当月の分を翌月の支給日に支給する。 2 (略)</p> <p>(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例) 第 23 条 前 3 条の場合において、職員が第 12 条の規定による初任給調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 13 条に規定する特別調整手当の支給を受ける職員であるとき、第 30 条の 2 に規定する専門看護手当の支給を受ける職員であるとき、第 19 条の規定による特殊勤務手当の支給対象となる勤務若しくはこれと同様の勤務で理事長が別に定める勤務であるとき、<u>又は</u>第 30 条の 9 に規定する給与改善調整手当の支給を受ける職員であるときは、勤務 1 時間につき前 3 条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に理事長が別に定めるところにより計算した額を加えた額をもって当該手当の額とする。</p> <p><u>(医監手当)</u> 第 30 条の 5 <u>医監手当は、医監として認定された職員に対して支給する。</u> <u>2 医監手当の月額は、5 万円とする。</u> <u>3 前 2 項に規定するもののほか、医監手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p> <p><u>(統括部長手当)</u> 第 30 条の 6 <u>統括部長手当は、組織規程第 7 条第 1 項及び第 15 条第 4 項に</u></p>	<p>・組合との交渉結果を踏まえ、手当の新設改廃を行うための改正</p> <p>・改正漏れのため改正(診療業務調整手当)</p>

新	旧	改正理由等
<p><u>(専門資格手当)</u> <u>第 30 条の 12 専門資格手当は、医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、次のいずれにも該当する場合で、かつ、その勤務の状態が理事長が別に定める要件に該当する場合に支給する。</u> <u>(1) 次の資格を有する職員</u> <u>ア 一般社団法人日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師</u> <u>(2) 前号の資格が直接役立つと認められる業務に従事している職員</u> <u>ア 前号アの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤師</u> <u>2 専門資格手当の月額は、3,000 円とする。</u> <u>3 前 2 項に規定するもののほか、専門資格手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p> <p><u>(麻酔科診療看護手当)</u> <u>第 30 条の 13 麻酔科診療看護手当は、医療職給料表(3)の適用を受ける職員が、包括指示のもと麻酔科領域における医療行為を行う業務に従事した時に支給する。</u> <u>2 麻酔科診療看護手当の日額は、2,500 円とする。</u> <u>3 前 2 項に規定するもののほか、麻酔科診療看護手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p> <p><u>(夜間専従勤務手当)</u> <u>第 30 条の 14 夜間専従勤務手当は、医療職給料表(3)の適用を受ける職員が、その月の正規の勤務を割り振られた日の勤務が一部又は全部が午後 10 時から翌日の午後 5 時において行われる業務に専ら従事する職員に支給する。</u> <u>2 夜間専従勤務手当の月額は、13,000 円とする。</u> <u>3 前 2 項に規定するもののほか、専門資格手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p><u>定める統括部長に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。</u> <u>2 統括部長手当の月額は、10 万円とする。</u> <u>3 前 2 項に規定するもののほか、統括部長手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	